



用途地域等		容積率		高度地区	防火・防風	日影規制		備考
表示	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)		防火・防風	①規制される日影時間	②測定水平面の高さ	
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	30	50	第1種	指なし	3時間以上 2時間以上	1.5m	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3階以上の建築物
		40	60	第1種				
		40	80	第1種				
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	40	150	25m第2種	準防火	3時間以上 2時間以上	4m	高さ10mを超える建築物
		50	150	20m第1種				
		60	200	20m第1種				
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	60	200	20m第1種	準防火	4時間以上 2.5時間以上	4m	高さ10mを超える建築物
		60	200	25m第2種				
第一種住居地域	第一種住居地域	60	200	25m第2種	準防火	4時間以上 2.5時間以上	4m	高さ10mを超える建築物
		60	200	25m第2種				
第二種住居地域	第二種住居地域	60	200	第2種	準防火	5時間以上 3時間以上	4m	高さ10mを超える建築物
		80	200	第2種				
近隣商業地域	近隣商業地域	80	300	25m第2種	防火	規制対象外 但し、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。		
		80	300	25m第2種				
		80	300	30m第3種				
商業地域	商業地域	80	400	30m第3種	防火	規制対象外 但し、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。		
		80	400	30m第3種				
		80	400	35m				
準工業地域	準工業地域	60	200	第2種	準防火	4時間以上 2.5時間以上	4m	高さ10mを超える建築物
		60	200	25m第2種				
		60	200	25m第2種				
工業地域	工業地域	60	200	25m第2種	防火	規制対象外 但し、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。		
		60	200	25m				

この背景の地形図は、東京都都市整備局と(株)ミッドマップ東京の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図(平成23年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)27都市基交測第88号 平成27年8月12日、(利用許諾番号)MMT利許第23006号-66 平成27年8月12日。
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)27都市基街第122号、平成27年7月30日。